

令和 3年11月22日

各種学生団体及び所属学生 各位

理事・副学長（教育・学生支援担当、学友会副会長）

【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書の取り扱い等について（通知）

このことについて、新歓活動以外の下記1の課外活動を実施する場合は、原則60日前又は計画が決定次第、感染防止対策を記載した標記計画書を大学へ申請し、大学が許可した後に活動を実施することとしております。

10月から現在まで、東北大学行動指針（BCP）のレベル1が継続し、課外活動で感染者が発生していないことから、大学が実施する感染防止対策へのご理解とご協力に謝辞を申し上げるとともに、計画書の提出を「申請」から「事前届出」の取り扱いとします。これまでどおり計画書を事前に大学へ提出し、感染防止対策を確認することに変更はありませんが、現在申請中の計画書を含め、以後、大学から活動許可の回答（連絡）は行わないこととします。ただし、計画書に記載した感染防止対策に不備又は不十分がある場合は、以下担当から連絡しますので、ご了承願います。

なお、感染防止対策に不備又は不十分な事例は、下記2のとおりとなりますので、適切な感染防止対策を本計画書に記載してください。

併せて、感染防止対策として活動（利用）を停止としていた下記3の内容について、活動（利用）を再開しますので、お知らせします。

また、大学がBCPレベルを変更した場合や学内で新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生等の場合は、計画書の取り扱いを変更することもありますので、その場合はご了承願います。

引き続き、大学が実施する感染防止対策へのご理解とご協力をお願いします。

記

1. 【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書の届出が必要な活動内容（例）

各種競技大会開催及び参加、演奏会等のイベント開催及び参加、遠征、他大学等との練習試合や合同練習、ボランティア参加等

2. 感染防止対策に不備又は不十分な事例

- (1) 宿泊時の相部屋、複数人が1室に就寝
- (2) 歌唱、発声又は演奏時のマスク未着用（管楽器を演奏する場合等は除く。）
- (3) 十分な換気ができない部屋又は狭い部屋での複数人での活動（例：多数の観客動員）

### 3. 活動（利用）再開する内容

(1) 学内の課外活動施設を利用した他大学等との練習試合・合同練習・競技大会開催等

(2) シャワー室の利用

①現在、川内体育館及び川内サブアリーナの更衣室は、授業での利用に伴い、女性用としております。今後も両施設の更衣室（更衣室内のシャワー室も含む。）は女性用として利用を継続しますので、ご了承願います。恐れ入りますが、男性の方は当面の間、近くの川内サークル部室棟内の男性用シャワーをご利用願います。

②利用可能なシャワー室

川内体育館（女性用2室）、川内サブアリーナ（女性用2室）、川内ホール3階及び4階（4階はプール利用者用）、川内サークル部室棟、川内グラウンド、片平体育館、評定河原合宿所

(担 当)

学生支援課活動支援係

連絡先 022-795-3983